

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	十九世紀米国における電気事業規制の展開(二)
Sub Title	The Development of Electric Utility Regulation in the United States of America : 1882 - 1900 (2)
Author	藤原, 淳一郎(Fujiwara, Jun'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.5 (1986. 5) ,p.32- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860528-0032">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860528-0032</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 十九世紀米国における電気事業規制の展開（二）

藤原淳一郎

### 第一章 序言

#### 第二章 十九世紀の電気事業

#### 第三章 事業規制の理論モデル

##### 第一節 州の事業規制

###### (1) 州の事業規制の根拠

###### (2) 州の事業規制の手法

###### (3) 州による料金規制

##### 第二節 都市の事業規制

###### (1) 都市の事業規制の根拠

###### (2) 都市の事業規制の手法

###### (3) 都市による料金規制

##### 第三章 十九世紀の電気事業規制

###### (1) 会社の設立

###### (2) 道路使用

###### (1) フランチャイズの排他性の有無——判例

(2) フランチャイズの排他性の有無——実定法……………以上前号

(3) 異業種との道路使用をめぐる紛争

(4) 住民との道路使用をめぐる紛争

(5) 都市の道路管理権

①ボリス・パワー行使の事例

②電柱共架

③フランチャイズ料……………以上本号

(6) 電線地中化

①ニューヨーク州

②その他の州

##### 第三節 料金等への規制

(1) 供給義務・料金に関する判例

(2) 寒天法上の料金等規制

(3) ガス会社の電気事業兼営問題

(4) 他社株式保有問題……………以上第三回

##### 第四節 自治体管の電気事業

(1) 十九世紀の公営電気事業

## (2) 自治体営電気事業の許容性

① 判例の検討 ② 州法上の明文の授權

## (3) 自治体による電気施設買上げ

① 州法上の規定 ② 判例の検討

## (4) 公営電気料金

## 第五節 ガス・電気委員会——マサチューセッツ州

## (1) 委員会の目的と性格

## (2) 委員会の組織と権能

## (3) 委員会の活動例

## ① ガス会社の電気事業兼営申請事例

## ② 道路使用をめぐる紛争事例 ③ 電燈電力料金

## ④ 供給命令 ⑤ 新株及び社債発行認可

第五章 結語：

以上第五回・完

以上第四回

## ※ 凡例

本稿において、判例には、通し番号を付している。ガス・電気委員会(マサチューセッツ州)の決定もしくは命令には、C—記号の下、同じく通し番号を付している。また、参照判例としてガス会社に関する判例にはG—記号、電信会社に関する判例には、T—記号を付している。なお、ニューヨーク州裁判所は、

特殊な名称であるが、court of appeals を州最高裁、supreme court と superior court を地方裁判所と訳出した(伊藤正己)<sup>11</sup>。木下毅・新版アメリカ法入門一一四頁、田中英夫・英米法総論下四〇二頁参照。委員会年報は、前年分の事案を収録しているものがあるので、事件に対する委員会の決定の年は、委員会年報の年号(本稿註では、後者を表記)の前年である。

## (3) 異業種との道路使用をめぐる紛争

① 電気事業は、電柱と電線とを用いるため、電信会社、電話会社との間に、道路使用をめぐって、紛争が生じた。また、先発のガス灯会社との間で、照明市場をめぐる紛争も生じた。それらの中から、代表的な判例を検討してみよう。

〔12〕 パーカースバーグ・ガス会社対パーカースバーグ市事件<sup>(12)</sup>

【事実の概要】 一八六四年、原告ガス灯会社は、被告パーカースバーグ市のオーディナنسによって、ガス灯事業につき三〇年間、道路を排他的に使用する特権 exclusive privilege を与えられた。ところが、その後、八六年一二月九日、被告パーカースバーグ電灯電力会社に対して、被告市は、オーディナансで、水道およびガス管を害さない条件で、三年間の電気工事の排他の特権を与えた。そこで、原告会社が、被告市と被告会社とに、差止めを求める仮命令 preliminary injunction を申請し、巡回

裁判所で認められたため、被告が異議を申立て、その結果、被告会社の住民への電力供給目的の電灯線の部分に限つてインジャンクションが解除された（街灯部分についてはそのまま）にとどめたため、被告が抗告したのが、本件である。

**【判旨】** 第一に、被告市は、原告会社に対し、排他的特権を付与する権限が、州法上認められていないので、「排他的特権部分は」効力がないと言わざるを得ない。第二に、百歩譲って、仮に効力があるとしても、「ガスによる照明」に限定した排他的特権であり、右条項を拡大解釈すべくではなく、「被告電灯会社の」電灯事業への被告市のフランチャイズ付与を妨げるものではない。原告会社のインジャンクション申請を認めない。（ウエスト・ヴァージニア州最高裁、八七年一一月一九日）。

### 〔13〕 ピープルズ電力対キャピタル・ガス事件<sup>(12)</sup>

**【事実の概要】** 一八八二年五月、訴外ケンタッキー州フランクフォート市は、被告の前身であるザサン・ガスワーク社に、そのガス施設を売却し、同市は、同社に対し、「ガスもしくは他の〔熱源による〕照明」のための排他的道路使用を認めた。同社は、同年四月、被告会社キャピタル・ガス及び電灯会社に引継がれ、同市も同年六月、これを承認した。被告会社は、当初ガス（灯）事業を行つたが、九〇年頃から電気事業にも進出したため、九三年九月一八日、再度同市との間に契約が交された。一九〇一年になつて、原告会社ピープルズ電灯電力会社が、同市のオーディナنسにより、電気事業のため道路使用の許可を得た。本件は、原告会社が、電気事業の排他的フランチャイズを被告会社に侵害されたとして、エクイティ上の救済を求めたのであるが、被告会社側も、排他的フランチャイズを主張したものである。

**【判旨】** 被告会社の前身たるザサン・ガスワーク社のチャーチーは、「ガス灯事業」しか記されていないため、同社に対するガス以外の照明のための排他的フランチャイズは、無効である。被告会社のチャーチーには、「ガス灯もしくは電灯」と記されているものの、被告会社と市との間で、「電灯事業」について交されたことはなく、九三年の契約も、何も言及していない。よつて、被告会社は、電灯事業に関しては、排他的フランチャイズを有しない。

他方、原告会社も、そのオーディナансの文言からすると、排他的フランチャイズではない。原被告会社、両者とも、排他的なフランチャイズを与えられていない。よつて、原審の判断「判例集からは、明確ではないが、原被告両者の排他的フランチャイズを否定した上で、原告請求を退けたもののように読みとれる——筆者」は正当である。（ケンタッキー州最高裁、一九〇三年六月一六日）。

〔14〕 ウエスタン・ユニオン電信会社対チャンピオン電灯会社事件<sup>(1)</sup>

【事実の概要】 原告会社ウエスタン・ユニオン電信会社は、スプリングフィールド市で電信事業を営むが、原告会社の電線と平行して、被告会社チャンピオン電灯会社が、電気事業のため電線を張り、双方の電線間の至近距離は、わずかに三ないし四フィート（約一メートル）である。原告会社は、営業中の電信事業システムの保護のため、被告会社の電灯線敷設禁止の仮命令 temporary injunction を申請した。被告会社は、原告会社の事業に何ら影響を与えるものでないと反論した。

【決定要旨】 電信線と電灯線との関係について両当事者の（科学者を含む）証人証言から、被告会社がどの範囲においてその電灯線を張ることを禁じられるかを判断すると、第一に、原告会社は電信線修理の際、十分な注意をすれば何ら危険はないが、電信線の交換又は遮断器修理には、予告により、被告会社の電灯線の使用は中止さるべきであり、第二に、嵐の時の遮断器と電線落下の危険性は不確実で、裁判上考慮することが出来ない。仮命令は、右の限定下で下される。仮に原告会社を害することが現実に判明すれば、仮命令の内容を変更する旨の申請を、原告会社が〔将来〕なすことを、妨げるものではない。（イリノイ州、クラーク民事裁判所、一八八五年一月一二日）。

〔15〕 ベル電話会社対ベルヴィレ電灯会社事件<sup>(2)</sup>

【事実の概要】 被告会社ベルヴィレ電灯会社は、原告会社ベル電話会社の電話線より遅れること二年の一八八六年に、右電話線と道路の同じ側で電話線の二フィート（約六〇センチ）下に、電灯線を張った。そこで原告会社が、被告会社の電灯線は、電話線に対して危険で、火災の心配もあり、また、ノイズの原因にもなるとして、被告会社に対して、インジヤンクションを申請した。

【判旨】 原告会社は、「電線のため」土地を所有し、被告会社よりも前に電柱を立てたが、電柱設置の道路側に、排他的所有権も排他的の使用権も有しない。しかし、当該土地に最初の者であることから、侵害（行為）から保護される権利を有する。結論として、被告会社は、電灯線を、道路の「電話線とは」反対側に移すよう命じる。（オントリオ、八六年）。

〔16〕 ネブラスカ電話対ヨーク・ガス電灯会社事件<sup>(3)</sup>

【事実の概要】 一八八七年九月一九日、訴外ネブラスカ州ヨーク市は、被告会社ヨーク・ガス電灯会社に対し、電灯事業とガ

ス事業のための道路使用についてのオーディナンスを発し、同年一月七日には、原告会社ネブラaska電話会社に対し、電話事業のための道路使用についてのオーディナンスを発した。本件では、原告会社が、被告会社に対し、原告会社の電話システムを妨害する行為の差止を求め、予審法廷 trial court は、右申請を拒否したが、ヨーク地裁は、原告請求の一部を認めた。第一に、被告会社が先に道路を占有した市の一帯地域では、被告会社は原告会社の妨害なしに電灯線を敷設しうる。第二に、他の地域では、被告会社に、アーク灯のために原告会社の電話線と平行して電線を敷設することを永続的に禁止し、白熱灯のために原告会社の電話線と平行して八フィート未満の距離での電灯線敷設と、一〇〇フィート毎に強い鉄製ガードワイヤーにより上部回線が下部回線に落下しないようになると、平行架設が三〇〇フィートを超えることを禁止する。第三に、被告会社に、原告会社の既設の電話線を四五度以上の角度で、五フィート以上離れ、「クロスする部分を」木箱で囲むか、強い鉄製ガード・ワイヤーで吊されるかしない限り、被告電灯線が、原告電話線を横切ることを、永続的に禁止する。第四に、両社とも、相手方の電線を横切つて敷設するときには、箱もしくはガード・ワイヤーを設けることを命じる。第五に、原告会社に、被告会社の電灯線から、八フィート未満の距離で、平行して電話線を敷設することを永続的に禁する。以上の地裁の判決を不服として、原告会社が上訴したのが、本件である。

**【判旨】** 原審の事実認定のうち、原審判旨第一点の、被告会社が先に道路を占有したとする地域のうち、一部事実関係を否定し、さらに、原被告間と市との間に、道路使用に関する口頭による合意があり、原告会社がこれに反した点のあることなどを述べたのち、結論として、次のように判示している。

原審判示第一点について。原告会社が、被告会社の電灯線を侵害しないで、電話線を張れば、被告会社のフランチャイズの侵害にならない。仮に原告会社が、被告会社の電灯線の道路の同じ側で、且つ電灯線の直ぐ上もしくは下に、電話線を敷設したとしても、原告会社の電話線の接近に、被告会社の電灯線が耐ええない旨を、被告会社が主張しうるということはない、我々は考えるのである。<sup>(1)</sup>

よって、原審判旨第一点を取消し、その他の点は、原審判決を支持する。（ネブラスカ州最高裁、一八八九年九月一七日）。

### 〔17〕 ウエスタン・ユニオン電信会社対ガーンジー&スカッダー電灯会社事件<sup>(2)</sup>

**【事実の概要】** 原告会社は、アメリカン・ユニオン電信会社とニューヨーク州法下で合併した、ウエスタン・ユニオン電信会

社であり、一八八〇年頃から、ミズリーリー州セント・ルイス市で、電信線を占有している（八四年三月一日の連邦法により、全てのハイウェイと全ての公道を、電信線ルートに使用しうる。<sup>(13)</sup>）。一八八四年三月一五日、被告会社ガーンジー & スカッター電灯会社は、セント・ルイス市から、オーディナンスにより、電灯事業のための道路使用許可を得た。被告会社が原告会社の電信線に接近して、電灯線を敷設したため、原告会社が、被告会社の電線使用禁止等のインジケーションを申請したのである。

セント・ルイス巡回裁判所は、原告会社の主張を容れて、第一に、被告会社が原告会社の電信線の下に、電灯線を張ることの禁止、第二に、被告会社が原告会社電信線の三フィート（約九〇センチ）以内の上方に、電灯線を張ることの禁止、第三に、電灯線の破損や垂れることのために、被告会社が既設の電灯線にネットもしくは十分なガードを施すことの命令を内容とする、仮命令を出した。その後、右の第一点を除いて、同裁判所による正式のインジャնクションとされた（第一点の、原告会社の電信線の方が高い位置というのは、事実関係として、原告会社の仮設電灯線をめぐるものであつたため、外された）。これに対し、被告会社が上訴したのが、本件である。

**【判旨】** 原告会社は、道路使用に関し、被告会社よりも先に許可を得ていた prior licensee が、このことは、原告会社に、排他的権利 exclusiveness of the plaintiff's right of occupation を認めるものではない。

「原告会社は、公衆サービスの運搬人 carrier であり、その義務は法律 [Post Roads Act] によって規定され、厳格なペナルティにより強制されている」。したがって「原告会社は、その義務の忠実な履行に不可欠の手段〔たる電信線〕には、厳格な法の保護を要求する権利がある」。それに反し、被告会社は、「法律によりサービス提供を強制されぬ」任意の会社 volunteer であり、そのサービス不履行も、通常の損害賠償責任にとどまるものである。

なお、原告会社がその電信線に可溶性プラグ fusible plug を挿入することにより、電灯線による事故から防げるとしても、このことによつて結論は変わるものではない。

但し本件では、原告・被告両社とも、その建物が火災にあい、被告会社はその事業を中止し、原告会社も事務所を別の通りに移している。この事情の下では、インジャンクションは、単なる brutum fulmen (けおどし) である。

結論として、なおそれが争点であるならば、原告のインジャンクションを認めた原審判断で、確定すべきである。（ミズリーリー州セント・ルイス上訴裁判所、一八九一年六月二日）。

〔18〕パリス電灯鉄道対サウスウェスタン電々会社事件<sup>(16)</sup>

【事実の概要】一八八二年、被控訴会社サウスウェスタン電信電話会社は、テキサス州パリス市より電話事業のフランチャイズを取得し、八四年、控訴会社パリス電灯鉄道会社は、電気事業のフランチャイズを取得した。控訴会社の電線が、被控訴会社の電話線とわずか四フィート（約一・二メートル）離れて張られたため、被控訴（電々）会社が、控訴（電気）会社への、電線の差止めを申請した。ラマール地方裁判所が、控訴会社に、被控訴会社の電線から四フィート以内での電灯線の保持を禁じたため、控訴（電気）会社が上訴したのが、本件である。

【判旨】「被控訴（電々）会社のフランチャイズは、控訴（電気）会社より時間において早く *superior in point of time*、そのフランチャイズ下、その権利が行使されており、優先権を欠く控訴会社は、被控訴会社の電話サービスの能力を損ねるよう電線を張って、その「被控訴会社の」特権の享受と行使とを侵害することはできない。よって、原告判決の通り確定する。（テキサス州民事上訴裁判所、一八九四年四月一九日）。

〔19〕ウェスタン・ユニオン電信会社対ロス・アンジエ尔斯電氣会社事件<sup>(17)</sup>

【事実の概要】原告会社ウェスタン・ユニオン電信会社は、ニューヨーク州法下で設立され、一八六六年七月二十四日の連邦法によって、「郵便道路」に対する使用権が与えられており、八九年、ロス・アンジエ尔斯市に、電信線を敷設した。被告ロス・アンジエ尔斯電氣会社は、九五年五月、原告会社の電信線に接近する形で、電線を敷設した。そこで、原告会社が、電信線への妨害の中止を求めてインジャンクションを申請した。今回の口頭弁論は、右申請への被告会社側の異議に関するものである。

【決定要旨】「ポスト・ロード法による」電信線と、「一般の」電力線の道路使用について、いずれに優先権を与えるかについては、ここでは措く。一八六六年連邦法は、「電信公社に対する」フランチャイズは、道路の「通常の交通 ordinary travel」を侵害してはならないと規定する。したがって、仮に被告会社が、もとばら夜間街路灯業務であり、且つ、六六年以前にフランチャイズを取得していれば、本件は慎重に決定されなければならない。しかし、被告会社は、電灯のみならず動力用の電力を供給している。さらに先行占有でもない。したがって、被告会社からの異議は退けられる。（連邦カリifornニア巡回裁判所、一八九年八月三日）。

G—〔3〕セント・ポール・ガス灯会社対セント・ポール市事件<sup>(10)</sup>

【事実の概要】原告セント・ポール・ガス会社は、五六年「個別法により」設立された。「右設立法の定める」チャーターによると、原告会社は、セント・ポール市のガス灯による街路灯を自己の費用で建設し、被告市は、当初費用の八%相当額を毎年原告会社に支払うこと、二〇年間原告会社は排他的フランチャイズを認められ、二〇年目に、被告が原告会社を買収しなければ、さらに一〇年間、フランチャイズが継続することが、定められていた。本件は、現在（市によって）使われなくなつたガス灯ランプ、街路灯柱、ガス管、ガスマーターについて、原告会社が、被告市に、補償を請求したものである。ラムズレー・カウンティ地方裁判所で、原告勝訴。被告が上訴したのが、本件である。

【判旨】被告市の郊外において、工場が閉鎖されたり、（民家の）火事のあと再建されなかつたりで、人口が減少したこととか、ガス灯を電灯に代える必要が生じたこととかにより、市内的一部で、ガス灯が用いられなくなつたのである。

原告会社のチャーターからみる限り、原告会社と被告市との契約によつて初めて、市は原告会社にガス灯供給を強制しうるものに過ぎない。

チャーターは、契約上「市が」使用するものではない街路灯への補償の支払いを、市に要求していない。したがつて、市は、使用を止めたガス灯についての補償責任はないものである。原審判決を破棄する。

【判決の修正】原審判決を破棄し、被告勝訴とする。但し、原告の再異議 *reargument* を妨げるものではない。<sup>(11)</sup> (ミネソタ州最高裁、当初判決九九年一月一四日、判決修正同月二七日)。

② 以上見た判例において、ガス灯会社と電灯会社との紛争については、ガス会社の（排他的）フランチャイズは、「ガス灯」事業に関するもので、「電灯」事業に及ぶものでないとの趣旨の判断が示されている〔12〕、〔13〕。これを裏から言えば、会社設立フランチャイズにおいても、また、（道路使用）自治体フランチャイズにおいても、「ガス灯及び電灯」事業のフランチャイズとうたわれていない限りは、たとえ先行ガス会社のフランチャイズが排他的フランチャイズであつたとしても、電灯会社が、照明市場に新規参入することを、妨げられなかつたということが、推論される。

また、G—[3]事件は、電灯会社は直接訴訟当事者には登場していないけれども、ガス灯会社と街路灯契約を締結した市が、郊外の人口減と、電灯への切り換えのため、ガス灯の使用を減らしていくたという事実関係において、ガス灯会社が、市への補償を請求したものである。結論として、補償が認められないのは、契約の対象とされていないガス灯であるからだといふ。つまりは、契約更新時に契約対象から外すという措置をとつたものであろう。収用にも当らぬし、致し方のないことであろう。

③ 次いで、電信会社もしくは電話会社と、電灯・電力会社との紛争においては、先に道路占有を（フランチャイズにより）始めた方に、排他性はないけれども、優先権があるという考え方を採用する判例（[15]、[18]）と、先行占有をしていくなくても、電信もしくは電話会社の競合フランチャイズを肯定し、先行占有の電灯会社の優先権を必ずしも認めない判例（[16]）、電信事業の連邦法上の事業遂行義務規定の存在から、電信事業に優先権を認める判例（[17]、但し本件は、電信会社が先行占有の例）、電信事業に連邦法上認められる「郵便道路 post roads」への電信線の敷設は、「一般往来」を妨げてはならぬと規定されているが、電力事業は、「一般往来」のための事業に該当しないので、電信線が優先するとする判例（[19]、但し、本件でも、電信会社が先行占有の例）等がある。

電灯・電力線が、電信・電話線に接近して張られたときに、電信・電話事業に、どのような（悪）影響を与えるかは、技術の進歩により、解決しうる問題と言えなくもない。電信もしくは電話会社からの電灯線へのインジャんクション申請に対し、一定の距離を相互に保つことを命じるもの（[16]、[17]、[18]）、電信線への防護策を、電灯会社に命じるもの（[16]、[17]）、道路の反対側への電灯線の移転を命じるもの（[15]）、単純にインジャんクションを認めるもの（[19]）は、電信・電話線への悪影響を前提とするものである。逆に、電信線の交換といった特別な修理の時以外、これといって危険性はないとするものもある（[14]）。

少なくとも、電信・電話事業への電灯線接近の悪影響を前提とする限り、法理論としては、「先行占有者に、ます

優先権を」との命題が一方にあり、「電信事業に、おや優先権を」という命題が、他方にある。たまたま、後者命題を用いた二例([17], [19])も、前者命題の先行占有の要件を充足していたが、判旨の論理展開としては、後者命題を重視して、たように、解せられる(逆に、前者命題を充足しない条件でも、後者命題のみで決着をついたかどつかば、推測の域を出ないが)。これを裏返して申うる、電灯・電力事業は、先住占有を充足するといふそが、電信・電話への優先権の主張の必要条件だつたりとはなる。

- (122) Parkersburg Gas Co. v. City of Parkersburg et al., 30 W. Va. 435, 4 S. E. 650. 本件で、原告ガス会社が、排他的特権を害されたとして訴ねば、被告電灯電力会社のせな、ガソリン灯の被告サンハイム&アボール・ストーム社も含まれてしる。後者会社のウェイブは軽いため、事実関係の説明がい、割愛した。
- (123) People's Electric Light & Power Co. v. Capital Gas & Electric Light Co., 116 Ky. Ct. 76; 75 S. W. 280.
- (124) Western Union Telegraph Co. v. Champion Electric Light Co., 14 Cir. Law Bulletin 327, 9 Ohio Decisions Reprints 540.
- (125) Bell Telephone Co. v. Belleville Electric Light Co., 12 Ont. 571, 2 American Electrical Cases 330, n.
- (126) Nebraska Telephone Co. v. York Gas & Electric Light Co., 27 Neb. 284, 43 N. W. 126.
- (127) 同上、被告会社が、原告会社の電話線の「接近」による被害によれ、何ら立証を成功してこなかつた。27 Neb. 284, 300, 305.
- (128) Western Union Telegraph Co. v. Guernsey & Scudder Electric Co., 46 Mo. App. 120, 3 American Electrical Cases 425.
- (129) 南北戦争中は、電信は「政府の機関 an Agency of the Government」として重要性が認識され、「ハハ」一か月西海岸まで、連邦の統制と権威の下に、電信網を拡大せらゝと考えられた。ハハ、一八六六年七月一日の「電信線建設援助」郵便・軍事等の目的のための政府使用の確保のための法律が、連邦法として制定された。そして、「合衆国のいかなる軍事用やしき郵便道路 post roads 沿い及びそれをおよぶ」が、電信のために使用できると規定された。七一年改正で、いかなる市まゝいへば町の鉄道などに郵便車ルームが、右の「郵便道路」に含まれるやうな、やがて一四年三月一日法で、全ての公道とくわゆるが「郵便道路」と規定されたやうな。KEASBEY, supra note 52, at 206-7, (2nd. ed. 1900).
- (130) Paris Electric Light & Railway Co. v. Southwestern Telegraph & Telephone Co., 5 American Electrical Cases 262.
- (131) Western Union Telegraph Co. v. Los Angeles Electric Co., 76 Fed. R. 178.

(138) 前出註<sup>135</sup>参照。

(139) 裁判所は、リンドー・CROSWELL, *supra* note 52, at 194-5 の引用するにしたがつて、クロスウエルは「執筆時点での判例法の総括」といって、要するに、電柱が或る電信であれ、先行道路占有者に優先権を認めるべきだとする見解を述べていふのである。本決定が、六年連邦法の規定と、先行・後発という、二つのマルタマークで論じてゐるのは、多分に、クロスウエル説を意識してゐるといふべき。

- (140) St. Paul Gaslight Co. v. City of St. Paul., 80 N. W. 774.  
(141) *Id.*, 80 N. W. 877.

#### (4) 住民との道路使用をめぐる紛争

電灯電力会社と住民との間の道路をめぐる紛争には、二種類のものがある。第一は、道路に面する土地所有者 abutting owner との間のものである。第一には、もう少し拡大して、道路使用を妨げられるとする地域住民との間のものである。

① まず、第一に、沿道土地所有者 abutting owner との事件から、みてみよう。

##### 〔20〕 マクリーン対フラッシュ電灯会社事件<sup>(12)</sup>

【事実の概要】一八八二年、被告会社フラッシュ電灯会社は、訴外オハイオ州シンシナティ市から、電灯事業のための道路を使用を認められた。被告会社が、原告の土地の前（土地に接する歩道の端）に、電柱を立てようとしているため、原告が、彼の土地への通行と所有権への妨害であるとして、電柱設置禁止の仮命令を申請し、裁判所は仮命令 temporary injunction を認め、これに対する被告会社の異議申立てが、本件事件である。原告は、問題の原告の土地に接する道路は、中央までは自己所有だと主張したのに対し、被告会社は、道路は、市の所有だと反論していた。

【判断】本件の（原告所有地に接する）道路は、市が所有者から用地を無償提供 voluntary grant されたものであつて、

市は、提供者がその当時予想したような公共使用 public use のために、当該道路を管理 hold in trust しなければならない。無償提供による道路の使用は、下水・水道・ガス管のその下への設置を含むだけでなく、道路に接する土地所有者を侵害しないものでなければならぬ。「道路使用権は、用地提供者もしくは承継人に、いかに軽くとも、負担 burden を課すものであつてはならない。……約言すると、同意を得ることなくしては」。

被告会社による道路使用は、一般公益のためとは言え、〔道路〕提供者もしくはその承継人の同意なくして、また補償なくして、使用することはできない。

被告会社は、一本の電柱が設けられただけでは、原告への実質的な損害にならないと主張する。しかし、市は、独占を誰にも認めないと、市は原告の土地の前に電柱を設けたい全員の会社に、同じ権利を与えるべきならず、もし原告土地が電柱のさく picket fence であるがわれたときに、裁判所は、電柱は原告を害さないとか、どの電柱を他へ移すべきだと、どのように言い得ようか。よつて、インジヤンクションを解除する旨の被告会社の申立ては棄却する。(オハイオ州ヘミルトン民事裁判所、一八八三年二月)。

## 〔2〕 タットル対ブラッショ電気照明会社事件<sup>(14)</sup>

【事実の概要】 被告会社ブラッショ電気照明会社は、一八八一年、訴外ニューヨーク市との間に、街路灯の契約をする一方、道路使用のオーディナンスを得た。二五丁目への電柱・電線の設置の禁止のインジヤンクションと、既設のものの撤去を求めて、原告が訴えた事件である〔判例集からは事実関係が分りにくいや、原告の採光・通風・アクセスを論じていることからすると、原告は、二五丁目に面した土地を所有するものと思われる〕。

【判断】 訴外ニューヨーク市は、州法により、街路灯事業を行いう権限を与えられており、自ら行わぬときは、契約によって(本件では、被告会社に)行わせることが出来る。この場合の道路の使用は、自由な公道としての道路の使用 use of the street as an open public street を破壊もしくはこれと矛盾するような物の設置を権威づけるものでない。しかし、本件における電柱等は、相當に道路をややぐるのでもなければ、原告の土地への採光・通風・通行権に重大な影響を与えるものではなく、「道路」として「道路」を使用することと矛盾するものでなく、「自由な公道としての道路の使用を破壊もしくはこれと矛盾するような物 structure」には当たらない。

訴外市の被告会社への電柱設置許可是、「州」立法者が裁量権を与えたものであつて、争えない conclusive もので、司法審査できない。電線を地中化すべきだとの原告の主張も、「市の裁量権の範囲内なので」採用できない。但し、被告の、「街路灯でなく」私人への電気供給を行う目的のための道路使用が、市の許可に含まれるか、または許可する権限が「州もしくは市に」あるかは、疑問である。しかし、この問題は、本件の解決には必要ではない。結論として、被告会社勝訴。(ニューヨーク市地方裁判所 Superior Court of New York City' 一八八二年三月一日)。

### 〔22〕ティファニー対U.S.照明会社事件（中間決定）<sup>(14)</sup>

【事実の概要】被告会社ユナイティッド・ステイツ照明会社が、原告の土地の前に、電灯事業のための電柱を設置しようとしているとして、原告が、被告会社に、電柱設置禁止のインジャンクションを申請し、それが認められた。本件は、原告が、右インジャンクションの継続を申請したものである。

【決定要旨】被告会社に問題の電柱の建設をみとめ、ニューヨーク市に「フランチャイズを付与する」権限を与えた「州の」立法者が、私人の財産権——本件では、採光・通風・土地への自由な出入——を、正当な補償なしに取り上げるという、越権行為をしたかどうかが、問題である。

本件で、電柱設置が、原告の採光・通風・道路への自由出入りを妨げるとの原告立証は、理由があるようと思われる。本件は、街路灯そのもののための街灯柱 lamp poles ではなくて、電線のためのものであるし、そもそも電線は、地中化が可能であるものである。

したがつて、原告のインジャンクション更新の申請は、認められる。(ニューヨーク州地方裁判所 Superior Court' 八四年四月)。

### 〔23〕ティファニー対U.S.照明会社事件<sup>(15)</sup>

【事実の概要】右の〔22〕事件の下で、被告会社が、インジャンクションの取消を求めたものである。被告会社は、原告の建物の前に電柱を設置すると未だ決定していないと主張した。そして、永い慣行上 very ancient usage 街路灯のための道路使用は認められ、さらに州法ならびにニューヨークのオーディナンスで、被告会社は電柱設置を認められていてこと、また、電柱設置は、道路の公共使用 public use で、問題のないものだと主張した。

【判旨】事実認定として、原告の建物の前に被告会社が電柱を設置する決定は未だないけれども、既にプロード・ウェイの一七丁目から二三丁目は電線敷設を終えていることと、被告会社の今後の事業計画からみて、係争地点への電柱の設置を含めた工事認可の申請することが予想されるので、原告に有利に判断される。

被告会社は、ニューヨーク市との契約の下の街路灯の照明のための事業と並んで、個人宅への電灯供給という営業 business をも行おうとしている。前者のための道路使用は、道路の公共使用もしくは通常使用 public and ordinary use of the street であるが、後者のためのものは、私的目的 private purposes を含むものである。被告会社は、計画の電柱設置が、公共使用・私的使用の両者に必要であるか、もしくは両者に好都合なものとの立証を行っていない。原告家屋の前の電柱と電線とは、公共使用に必要ではないという結論が、証拠と一致する。よって、インジャンクションの命令を確定する。(ニューヨーク地裁 Superior Court, 八五年二月一日)

〔24〕ジョンソン対トムソン・ヒューストン電気事件<sup>(16)</sup>

【事実の概要】被告会社トムソン・ヒューストン電気会社は、訴外ファルトン村の評議委員会 Board of Trustee から、村内道路への電線・電柱設置を許可され、同村原告の土地の前にも、原告の同意なく、電柱を設置した。これに対し、原告が右電柱の撤去を求め、公判裁判官 trial judge が右請求を認めたため、被告が異議を申し立てたものである。

【判旨】訴外村の評議委員は、被告会社に、問題の電柱を、同村の街路照明の目的のために設置することを認める権限を有す。本件電柱が、街路灯のために使用され、他の不正目的に使用されない限り、原告の請求は認められない。本件電柱は、右公的使用 public use だけでなく、「一般需要家の供給」という私的使用 private use にも用いられるものである。公判判事 trial judge は、後者の点から原告請求を認めたものだが、当裁判所は「私的使用に疑問がなくはないが」、他の場所へ電柱を移させたところで、近隣の誰かの家の前に設置されるだけのことなので、「本件電柱の公的使用の必要性は立証されていない」、原決定を破棄する。(ニューヨーク地裁 Supreme court, 一八八九年一一月)。

〔25〕カーベンター対キャピタル電気事件<sup>(17)</sup>

【事実の概要】被告会社キャピタル電気会社は、イリノイ州法下で設立され、訴外スプリングフィールド市から、「全ての道

路と小路 streets and alleys に電灯を供給するために、電柱と電線とを設置する」許可を受けた。原告カーペンターは、同市内の通り Street に面して土地を有し、且つ、西に隣接するファイシャー所有の土地のために、私道 private alley を負担していた。被告会社が、訴外ファイシャー建物のテナントへの電灯供給等のため、右私道に電線を張りめぐらせたため、原告が、被告会社に対し、電線の撤去、移転等を求めたものである。

**【判旨】** 本件小路 alley は私道である。そして、本件電線の目的は、市内街灯事業のためではなくて、私人への照明用である。公道の街灯のための電柱設置には、ボリス・パワーの行使として、私人の財産を公のため public use 用いることが出来るけれども、私人への電気供給のためには、補償を要するのである〔い〕で判決は、先の〔22〕事件ティファニー対 U.S 照明事件やクロスウェルの著書を引用する。他方、文献「キースペイ」の中には、沿道民への補償を要しないガス管のアナロジーで考えるべきだとの見解もあるが、それは、公道について成り立つとしても、本件私道については、適用できない。

巡回裁判所の「原告請求棄却」判決を取消し、差戻す。(イリノイ州最高裁、一八九九年二月一七日)。

## 〔26〕 バルマー対ラーチモント電気事件 (19)

**【事実の概要】** 被告会社ラーチモント電気会社は、ニューヨーク州運輸等会社法〔本章第一節③参照〕により設立された電灯電力会社で、九四年三月、訴外ママロネック町 town of Mamaronieek から、道路使用の許可を得、また、同町と街路灯契約も締結した。被告会社が設置した原告所有の土地の前の電柱と電線との移転を、原告が訴求したもので、原告は当該ハイウェイの中央地点まで、所有権を有する（但し用益権設定）という。九六年六月、控訴裁判所 Appellate Division of the Supreme Court で、原告に有利な判決が確認されたため、被告が上告したものである。

**【判旨】** 自治体は、道路通行の安全と便益のため、道路照明を行わせることが出来る。都市部の道路と地方のハイウェイとは、異なるとの「電々会社に関する」判例があるが、しかし、下水・水道と同様、照明も、夜間交通のための道路目的 Street purpose である〔下水は道路上の雨水処理と、沿道土地の清掃と健康のため、水道は、道路清掃や水まきと、沿道土地の清掃ならびに消火のため、いずれも道路目的である〕。ことに、都市部の食料品供給のために、ハイウェイで同夜輸送されているのである。しかも、州運輸等会社法は、電灯会社に、市・町における道路使用を、一般的に認めているのである（同法六一条）。電灯線は、道路通行の安全と便益を促進するものであって、ハイウェイの目的のために認められていないような「新たな」負担を、

〔原告土地に〕課するものではない。

電柱に張られた電線については、問題があるかも知れないが、法は、当該自治体住民に、「地上線か地中線かの」決定権を与えており、本件において町当局の決定「街路灯契約ならびに地上敷設許可」を、原告は争っていない。

よって、原審判決を取り消す「原告請求を認めない」。(ニューヨーク州最高裁 Court of Appeals' 九九年二月二八日)。

### 〔27〕 アンドリュース対バージョン・カウンティ・ガス電気会社事件<sup>[49]</sup>

【事実の概要】 被告会社バージョン・カウンティ・ガス及び電気会社は、バージョン・カウンティの「個人需要家と公的照明のために電灯電力を供給する」ことを目的とする会社で、一九〇〇年、訴外ティーネック Teaneck 町との間に、同町の街路灯事業の契約を締結した。原告アンドリュースは、同郡区の土地の所有者であるが、所有地に接する歩道に、被告会社が大きな電柱を設置したため、電柱設置の排除のインジョンクションを求めたものである。

【判旨】 町は、街路灯事業のための道路使用の許可を、原告の同意なしに行う権限はあるけれども、私的照明の目的とか、町の区域外への送電の目的の、電柱の設置を、認めるためには、沿道土地所有者の同意を必要とする。

本件電柱は、同町の街路灯のためには余りに大きいものであり、町の区域外への送電目的のためと認定しうる。

本件電柱および電線設置は、沿道土地所有者へのニューサンスとなり、「補償なき」土地の収用 taking of his land に該当し〔違憲となる〕。

よつて、インジョンクションを認める。(ニューヨーク州最高裁判所、一九〇〇年二月一七日)。

### ② 次に、道路に接する土地所有者を含みつつも、より広義の住民との紛争をみてみよう。

#### 〔28〕 ピープル（マクマナス）対トムソン事件<sup>[50]</sup>

【事実の概要】 訴外会社ユナイテッド・ステイツ照明会社は、一八四八年、ガス灯事業としてニューヨーク州法下で設立され、その後、法改正により、電灯事業に従事することとなる。ニューヨーク州の一八七九年法は、電灯会社に対して、都市自治体の同意の下ではあるが、道路使用を認めるとの規定をおいた。同社は、八一年、ニューヨーク市から、電灯事業のための道路使用に関するオーディナンスを受け、やがて、翌八二年市土本局 Board of Public Works から、三丁目プロードウェイからハ

一レム・リバーまでの工事許可を受け、同年一二月一九日、電柱のベンキに関するオーディナנסを受けた。同社は、およそ一二〇〇本の電柱を設置した。

原告マクマヌス住民は、道路に接する住民の補償なく、道路使用を認める七九年州法の違憲等を理由として、市土木局長トム・ソンラを被告として、原告らの土地、三丁目一三〇三番の前の歩道の上に設置された訴外会社の電柱の移転を「同社に」命じるマンデマスの発布を求めたのが、本件である。

【判旨】 道路は、自由往来 free travel のほか、下水・ガス・水道管等の埋設による使用が認められてきた。街灯柱設置は、道路の安全な通行のために必要であり（従来は地下埋設のガスによる照明であったが、電気が用いられるようになり）、街路灯に電気を供給するために必要な電柱の設置は、道路を適正に用いるための公共使用 public use に含まれる。

次に、八一年の市オーディナスは、「ワイヤ、……街灯柱 lamppost」は明記しているが、「電柱」が明記されていないとの原告らの主張の点については、通常、電線には電柱が不可欠なことから、これに含めて解しらるし、このことは、何より、八二年一二月のオーディナスからもうかがえることである。

よって、原告らの請求を棄却する。（ニューヨーク州地裁 N. Y. Supreme Court Chambers' 一八八三年八月）。

### [29] ハレクトリック・コンストラクト社対ヘファーマン事件<sup>(1)</sup>

【事実の概要】 原告会社エレクトリック・コンストラクト社は、電灯会社であり、訴外シュイラー・ヴィレ村 village of Schuylerville との間に街路灯の契約をなし、同村内に、電柱の設置を始めた。ところで、同村とヴィクトリー村とは非常に近く接近しているところ、原告会社は、両村境に近いヴィクトリー村の聖母訪問教会の前に、二つの電柱を立てた。ところが、数日後、この電柱が切断され、原告会社が再度設置しようとするのを、被告ヘファーマンらが妨害したため、原告会社が、被告らに対して、妨害行為の差止のインjunctionを申請したものである。

【判旨】 「州」立法者は、街路灯のための電柱設置は、認めているが、先のジョンソン対電力会社〔筆者註——本稿[24]事例〕にあるように、私的利用の電灯のための電柱設置には判例上疑問が表明されている。「道路に接する」土地所有者は、後者の場合補償 compensation 請求権はあるが、それ以外の権利を有するものではない。原告会社は、ヴィクトリー村からも道路使用の許可を得たものと事実認定できるが、同村との街路灯の契約の存在は立証され

ない。本件電柱は、ショイラー・ヴィレ村の街路灯のためにとどまらず、ヴィクトリー村への電灯供給のためのものと、原告は主張している。「しかも、後者との街路灯契約はない」。

教会は、原告会社から補償を得るであろうが、被告らは、本件電柱がハイウェイ妨害とのニューサンスを理由に、原告会社の電柱を切断することは出来ない。ハイウェイ通行のために唯一の手段であるときのみ、自力救済が可能になりうるのみで、被告らは、本件電柱により、通行妨害を受けているわけではないのである。

よって、原告のインジャնクションの請求を認める。(ニューヨーク州地裁、一八九〇年一月二六日)。

③ 判例上、私人が電柱設置を攻撃する理由としては、第一に、州もしくは市が、道路に接する者の同意ないしこれへの補償なしに、電力会社へ道路使用を許可したことの合憲性、第二に土地、建物に対する採光・通風・通行妨害といふ、二点に集約できそうである。

第一点の道路に接する土地所有者の同意ないしこれらの者への補償の要否については、全面的肯定説（同意もしくは補償を必要とする）から、私人のインジャնクションを認めた例（〔20〕）があり、他方、道路の公的使用 public use として否定するもの（〔21〕、〔26〕）がある。多くの判例は、公的使用は、街灯柱 lamp pole に限るとの制限説（〔22〕）か、街路灯事業のためのものに限っては、同意や補償は必要ないが、個人宅や事業所への電灯・電力供給については、補償を必要とする制限説（〔23〕、〔25〕、〔27〕、〔28〕、〔29〕）に立っていると言えよう。

電気事業が、既に判例法上、補償なしで敷設が認められていた下水・水道・ガス管のように、地中のみに敷設されるのであれば、敷設工事中はともかくとして、沿道土地所有者 abutting owners との訴訟にわざらわざれることは少なかつたであろう。少なくとも、地上に敷設する限りにおいては、沿道土地所有者の財産権の収用 taking になるのかどうかという問題が、ついてまわったのである。既述のいくつかの判例は、街路灯事業に限定すれば、ボリス・パワーの発動として補償は要らないが、私人への供給のための電柱・電線の敷設は、補償を要するとしている。つまり

り、街路灯は、道路の安全な通行のために必要なことであり、道路の公的使用という従来のカテゴリーに含まれるかも知れないが、私人への電気供給は、道路といふことからは異質な営業目的のものであり、したがつて、後者のためにこうむる土地所有者の不利益は「新たな負担」であつて、同意もしくは補償なしには、肯定できないとの論法であろう。<sup>(15)</sup>これに対して、「[25]事件で言及されているキースペイ説は、ガス管敷設について、当該ガスがガス灯として街路灯に用いられているか、それとも私人宅や事業所に用いられるかを区別しないで、補償を要しないと解することとの対比からいって、同じ照明等の目的の電気についても、無補償でよいとするものである。<sup>(16)</sup>ガスに限らず、水道管も、無補償であるが、水道の使用目的で、区別することは行われていない（区別出来ない）のである。こうしたことから、純然たる私人への供給のためのものは別として、街路灯目的にも用いられるものなら、無補償でよいとするものもある（[24]）のである。今日の我が国電気事業からみれば、街路灯用と、一般電灯電力用と、送電用と、明確に電柱や電線を分けることは困難であり、右の議論は奇怪な感を受けるかも知れない。しかし、仮に街路灯専業の電気事業ということを想定すれば、オーバー・キャパシティの電柱、電灯は、全て、道路の公的使用 public use から外れるということも、理屈としては考えられなくはないだらう。

補償要否の問題は、単に電気事業において問題になつたわけではない。特に地上を利用する電信、電話、鉄道、全て、同種の問題を惹起しているのである。すなわち、より一般化して言うならば、沿道の土地所有者 abutting owners は、州もしくは市の許可を得たこれら事業者の道路使用に対し、補償を請求しならねばならぬのである。すなわち右の道路使用が、「道路が設置されると、公衆は、通行権 right-of-way、用益権 easement, servitude を得る」という意味での、一般使用 public use のカテゴリに含まれるのが、それとも、「[新たに]付加された用益権 additional servitude」つまりは「新たな〔隣接所有者〕負担 new burden」にして、沿道土地所有者の財産の収用 taking もしくは加害行為となるのかである。<sup>(17)</sup>前者であれば、ボリス・パワーの行使となるのであるが、後者であれば、無補償による収用と

して、違憲問題を惹起するのである。

ちなみに電気事業と同じく、電柱、電線を地上に敷設した電信ならびに電話事業の場合、「付加された負担 additional burden」とする判例と、電信、電話は、郵便と同様に、公衆の相互連絡 intercommunication の目的のために古くからの用益権の新たな方法によるものでしかないので、沿道土地所有者は異議を述べないとする判決とに分かれている。<sup>(15)</sup>

電気事業に話を戻すと、街路灯のための電柱・電話敷設は、「付加された用益権 additional servitude」ではないけれども、それを超えて、私人宅への供給や、他市への供給のための電線・電柱は、補償を要する新たな用益権というのが、十九世紀の判例の、一般的の傾向と言つてよからう。<sup>(16)</sup>

第二点の、隣接地所有者への採光・通風・通行妨害の違法性は、第一点の諸点と、密接にかかわる。すなわち、第一点につき、原則的には、電気事業のための道路使用は、公共使用 public use であるとの立場に立てば、極めて深刻な serious 影響を与えない限り、隣接地所有者は、権利侵害を主張出来ぬことになるであろう。これに対して、街路灯供給を除き、「付加された負担」とする立場からは、正しきこれらの点が権利侵害であるということになるのである。

最後に、全く異なる論点として、市が州から与えられた道路照明のための権限——自ら行うかどうか、電柱をどうに設置するか——は、準司法的 quasi judicial もしくは裁量的 discretionary であつて、いかなる民事訴訟 civil action も出来ず、行政の決定は、争えず conclusive、司法審査でもない cannot be reviewed の〔21〕事件の判例である。<sup>(17)</sup>これは、必ずしも「絶対的自由裁量」行為を主張するものではないだろうが、著しい隣地所有者等への権利侵害を意図したものでない限りは、市による道路使用許可を適法としたのである。但し、この論法は、先の第一の論点について、補償不要説に立たない限り、この種の紛争解決のためには、用い得ないようと思われる。

- (142) J. R. McLean v. Brush Electric Lighting Co., 9 Cm. Law Bulletin 65, 8 Ohio Decisions Reprints 619.
- (143) J. S. Tuttle et al. v. Brush Electric Illuminating Co., 50 N. Y. Super. Ct. 464.
- (144) Tiffany et al. v. United States Illuminating Co., 67 N. Y. Howard's Practice Reports 73.
- (145) Id., 51 N. Y. Super. Ct. 280.
- (146) Johnson v. Thompson - Houston Electric Co., 7 N. Y. Supp. 716.
- (147) Carpenter et al. v. Capital Electric Co., 178 Ill. 29, 52 N. E. 973.
- (148) W. D. Palmer v. Larchmont Electric Co., 158 N. Y. 231, 52, N. E. 1092.
- (149) W. Andreas v. Gas & Electric Co. of Bergen County, 61 N. J. Eq. 69, 7 Am. Elec. Cas. 319.
- (150) People ex rel. T. McManus v. Thompson, as Commissioner of Public Works et al., 65 N. Y. Howard's Practice Reports 407.
- (151) Electric Construction Co. v. Hefferman et al., 12 N. Y. Supp. 336.
- (152) Cf. CROSWELL, supra note 52, at 102-3.
- (153) KEASBEY, supra note 52, at 138-9 (2nd. ed.).
- (154) 12 McQUILLIN, supra note 34, at 241-2.
- (155) 11 id. at 3.
- (156) 1 JOYCE, supra note 71, at 505-31, 12 McQUILLIN, id. at 255-6.
- (157) 街路灯田の外の電柱・電線の設置による土地所有権の補償を要するとの判例が、二十世紀に入り、どう動いたかは興味ある点である。世纪初頭の判例では「1 JOYCE, id. at 551-2, 555-6 参照」。最近の文献は、右(補償を要する)判例は「二十九年の判例における」みられるとの表現である。Cf. 12 McQUILLIN, id. at 258 (一九七〇年註)。八四年の同書追補は、本テーマについての追加を行ってこだ。
- (158) 50 N. Y. Super. Ct. 464, 470.
- トマホークにおける行政裁量への司法統制一般については、國部・前掲書註33・八三頁以下に詳しく述べる。
- (159) これに対する、電線を地中化するかしないかを含む、自治体住民の問題であり、議会や行政の決定に対しても、住民の争訟の可能性を示唆しているのは、〔26〕の判例である。これに対して、次の〔30〕事件の判例は、例外的な場合(詐欺・汚職・虚偽の陳述等)における行政裁量への司法統制を示すものである。

待)にしか、裁判所は介入出来ないとする。

## (5) 都市の道路管理権

州ならびに都市自治体は、ボリス・パワーに基づいて、道路の妨害物を除去する等、住民の健康と安全を保護する権限を有することは、周知の通りである。」)のボリス・パワーの行使をめぐる、代表的判例を検討しておこう。

### ① ボリス・パワー行使の事例

#### [30] モノンガエラ市対モノンガエラ電灯会社事件<sup>(1d)</sup>

【事実の概要】被告モノンガエラ電灯会社は、原告モノンガエラ市から道路使用許可を得て、電灯事業を営んでいた。原告市は、道路改良事業に伴い、被告会社の一部電柱の移転が必要になり、被告会社に要求したところ、拒否されたため、電柱移転の命令 mandamus を、裁判所に求めたのが、本件である。本件訴えは、同市道路委員会委員が、市に代って提起したものである。

【判旨】マンデマスの申請人は市である(原告は、少なくも事實上 de facto 市である)。道路改良は、公衆の交通・通行の安全と便宜のために必要であり、それは、市の権限である。道路改良の必要性等についての裁量的判断権は、市議会 city council の管轄 jurisdiction に属する。その決定は、単に、詐欺 fraud 汚職 corruption 虐待 oppression のときにのみ、裁判所が介入できることのであって、そうでない限り、最終的 final 決定である。

被告会社は、既に道路使用許可を得ているので、移転する義務はないと主張するが、「市は、なお、そのボリス・パワーの行使において、電線・電柱の設置と管理とを監督し統制することが出来、道路上の電柱の保持について〔個別〕許可 license する要求しうる」(2 Dillon Mun. Corp. 698 その他判例)。

よって、原告請求は、認められる。(ベンシルヴァニア州ワシントン民事裁判所、一八九二年一月七日、八日)。

#### [31] 州、ラクリッド・ガス灯会社対マーティー道路局長事件<sup>(1e)</sup>

【事実の概要】原告会社ラクリッド・ガス灯会社は、一八五七年三月、ミズリー州法でガス灯会社として設立され、同社設立法は、同年と、六八年とに、改正されている。原告会社は、セント・ルイス市で、ガス灯事業を行っていたが、途中から電灯事

業も併営し始め、電線・電柱は、同市の承諾も妨害もないまま、地上に敷設されていた。九四年一〇月三〇日、電線を地中化するため、原告会社が道路掘削を開始したところ、被告セント・ルイス市道路局長に制止されたため、原告会社は作業を中断した上、被告に掘削の許可を申請したが、被告は、これを拒否した。そこで、原告会社が、被告に対し、マンデマスを求めたものである。本件では、原告会社に電灯事業を行う資格があるかどうかを含め、争われた。

**【判旨】** 原告会社は、会社設立チャーターの下で、州から直接（電灯事業を含め）道路使用許可を得ており、市のコントロールは及ばないで、市により妨害されないと主張する。確かに一般的には、州は市の道路に優越的統制権を有するけれども、市にその権限を委任でき、一八七五年憲法の下で、セント・ルイス市は、道路管理の権限を取得している。

電線の地中化が、公衆の安全と便宜のために必要かどうか、必要とすれば、どのように行うかは、「道路管理権限を委任された」市が規制すべきことながらである（各自が勝手に地中化するのは、安全性のみならず、他人の地中使用を排除する危険性がある）。したがって、原告会社が、仮に電灯事業も併営できると仮定しても、市の許可を得て地中化を行なべきである。市のオーディナンスの要請〔地中化をするさいは、関係部局から成る公共改良委員会 board of public improvement の許可が必要なところ、原告会社は、その申請を行つていないので、被告は、彼の公務上の義務の下、適正に原告会社の申請を拒否したものである。したがって、原告会社のマンデマス申請は、認められない。（ミズリーリー州最高裁、一八九五年六月一九日）。

### 〔32〕 同右、連邦最高裁判判決<sup>(14)</sup>

**【事実の概要】** 右の〔31〕事件が、連邦巡回裁判所を経て、連邦最高裁に持ちこまれたものであつて、原告会社の請求は、ミズリーリー州の名において、被告局長への（原告会社の電線地中化のための）掘削許可の職務執行命令にある。

**【判旨】** マンデマスは、（職務）義務を強制するものであつて、（その権限に含まれない）新たな権限を与えることは出来ない（Brownsville v. League, 129 U. S. 493, 501）。道路局長は、改良委員会の同意なくしては、〔電線地中化のための掘削許可〕申請を許可する」とは出来ない。

連邦問題 Federal question を含んでいないけれども、州最高裁の、原告会社が市のボリス・パワーの行使における合理的な規制に服すとの結論に、賛成である。仮に連邦問題を含んでいるときには、そのような〔ボリス・パワーに服すかどうかの〕問題は、

〔連邦裁によつて〕適正に判断されてゐる。

〔原告会社は、会社設立チャーチによる、州と原告会社との契約関係として、道路使用につき、市の管理権は及ばないと主張するが〕チャーチと矛盾する要請からの原告会社の免除は、市が適法に課すボリス・パワー上の規制 police regulation に服することを免れさせることは出来ない。そして、右に従う限り、チャーチ上の権利が侵害されたと主張するなどは出来ない。本件は連邦事項ではないので、州裁判所「が決すべき」事項である。(連邦最高裁一八九八年四月一一日)。

### 〔33〕ノーウォーク電灯対サウス・ノーウォーク市議会事件<sup>(18)</sup>

【事実の概要】原告会社ノーウォーク&サウスノーウォーク電灯会社は、八七年コネティカット州法下で設立され、チャーチにより、ノーウォーク町とサウス・ノーウォーク市での電力事業と、道路使用とが認められた。九七年二月、電力需要に対応するため、同市の一部の電線を、修理、改善、交換等の必要があるとして、被告サウス・ノーウォーク市議会に原告が申請したところ、被告はこれを拒否した。フェアフィールド・カウンティの地方裁判所 superior court は、原告会社の申立てにより、同市市長と被告市議会ならびにその構成員に、同年一一月一五日迄に原告申請を適正に処理する旨の命令 writ を発令した。これに対し、被告側が異議を申立てたが、右地裁は、異議を却けたため、被告側が上訴したものである。

【判旨】被告は、原告会社が、州法の要求する隣接所有者 adjoining proprietors の同意を得ていないこと、申請箇所の電柱が、原告所有でない(ボスター・テレグラフ社の電柱を無権限で使用している旨主張する)ことを、申請拒否の理由とする。

右二点と関係なく、道路の電柱・電線の設置管理を監視し規制することが、州法上、被告には要求されているので、右の点の異議は認められない。

次に、市長ならびに市議会議員の選挙が行われたため、先の命令 alternative writ は、新市長、新議会・議員には及ばないと、被告は主張する。しかし、本件命令 writ は、個人に対して向けられたものではなく、継続的・永続的な市の機関に対しても、向けられたものである。よつて、この点も、被告異議は失当である。原告判断に誤りはない。(コネティカット州最高裁判所 Supreme Court of Errors、九九年一月四日)。

### 〔34〕カヴァーティル対H&W事件<sup>(19)</sup>

**【事実の概要】**八九年、デカトウア市 city of Decatur は、トムソン・ヒューストン社に、電灯事業のための道路使用許可を与えた。トムソン・ヒューストン社は、その財産と権利とを被上告人エドワーズに譲渡した。九三年から三年契約で、被上告人は同市に街路灯を供給したが、右契約は更新されずに終った。同市は、電気事業に進出することになり、被上告人の電柱が妨害になるとして、九七年八月、一五日以内に電柱を撤去するよう、市議会は決定したが、八九年のフランチャイズのことは、忘れられていた。被上告人は、街路灯用の部分のみを撤去したが、市側は、個人向け電灯事業のための電柱・電線も強制撤去したため、被上告人は、営業出来なくなった。このため、被上告人が、一万五千ドルの損害賠償を求めて出訴し、巡回裁判所で四千ドルの請求が認められたため、被告側が上告したものである。

**【判旨】**第一に、被上告人の道路使用の権利であるが、八九年のトムソン・ヒューストン社のフランチャイズは、個人的許可 personal license であり、市の同意なく譲渡出来ないが、九三年の「街路灯」契約は、譲渡を認めたものであり、右契約の間は、許可を撤回出来ないが、それ以後は、市（議会）の意思により撤回しうる單なる許可 bare license である。第二に、被上告人は、九七年八月の決定は、商業用電柱・電線には及ばない、「街路灯契約終了後、不使用になつて、街路灯用の部分のみに対する撤回決定」と主張するが、当時、八九年の道路 フランチャイズを知らなかつたことからしても、右決定は、被上告人の全「電灯」システムを目的としていたものである。第三に、本件撤去行為の関係者は、「決定を行つた」議員、「撤去を行つた」執行官 marshal、「法的助言を行つた」市弁護士の三グループから成り、このうち、執行官が電柱・電線の撤去から避けられぬ以上の損害を引き起こしたかどうかは、証拠が「相互に」矛盾しているが、陪審により裁定された損害額は明らかに過大 excessive である。被上告人の事業の不幸な破壊は、執行官の行為ではなく、許可の期間が原因で、発電所の喪失は、そのリースの期間が原因なのである。電柱・電線の点に関してさえ、損害額の問題は、陪審に従いえない。上告人は、損害額が過大として、新しい事実審理 new trial の権限がある。

原判決を破棄する。(インディアナ州最高裁、一九〇〇年一〇月三〇日)。

以上の四事件五判例は、ボリス・パワーの行使として、それが合理的 reasonable な範囲にとどまる限り、一たび敷設された電線・電柱の移転を命じる([30])ことも出来るし、また、仮に州法もしくは会社チャーター上、直接道

路使用を認められたものであるとしても、市が道路使用への監督権を州法上与えられた時点以降は、市の道路監督権に服さなければならず、チャーチー上の権利侵害にも当らないとするのである（〔31〕〔32〕）。同様に、先に紹介したG—「1」判例は、言わば傍論的にはなるけれども、「原告会社への排他的特権の付与は、州もしくはニュー・オリンズ市の、「公衆に損害を与えないとの」先の目的のために、原告会社のチャーチーによつて付与された「原告会社の」本質的権利と矛盾しないような規制をつくり強制する権限を制限するものではない」として、仮に州がチャーチー上排他的特権を与えたときでも、（排他的特権自体は、ボリス・パワーとは別の政策であり、排他的フランチャイズによって、よりよくサービスが提供されるとの考えによるものであるか）、「公衆の健康・道徳・安全の保護のために「州の」規制に服する」ものであると、判示している。

州法ないし会社チャーチー上、電灯会社からの道路使用申請を、原則として市が許可する建前がとられているところでは、電灯会社からの電線交換申請に対し、当該電柱が会社所有かどうか、利害關係者の同意を得たかどうかと無関係に、市は申請を許可すべきだと判例がある（〔33〕）。つまりは、電柱の所有権の所在や、隣接住民の同意・不同意は、ボリス・パワーの行使の法益とは別個のものであるという考え方なのであろう。

〔34〕事件は、市が公営電気事業を開始したことからんで、かつて街路灯契約を締結していた電灯会社の電柱・電線を、市が撤去した事例であるが、判旨は、会社の得ていた道路使用権は単なる許可 license であること、換言すれば、市が何時でも撤回しうるもので、また、譲渡可能性も（市が同意しない限り）ないとしてい。本件では、道路フランチャイズの譲渡の承認を受けておらず、単に、数年間、市と街路灯契約を締結したにとどまる。右の道路フランチャイズの譲渡が、適法に行われている場合であれば、フランチャイズの有効期間内において、電線・電柱の撤去は、より明確な理由——電線・電柱の具体的な危険性——がない限り、補償なくしては許されなかつたであろう（公営事業の妨害になるというのは、ボリス・パワー行使の理由とはならない。街路灯契約終了後、不使用のまま放置されている部

分が、道路の通行等の妨害したくないんだ。別やあるが)。

(15) Monongahela City v. Monongahela Electric Light Co., 12 Pa. Co. Ct. R. 520. 本件決定は、九一一年一〇月七日は輸送されたのか、被告側からの再度の答弁書が出たため、翌八日は、答弁書に答える形で、再度裁判所によって言い渡されました。

(16) Dallion, *supra note* 52, at 698 (1st. ed. 1872) は、道路管理等を自治体が怠るときの救済方法の記述であるが、この中間接的、「リーチハバタス」の抽象体の義務が言及されています。

(17) State ex rel. Laclede Gas Light Co. v. Murphy, 31 S. W. 594.

(18) 被告が、原告会社の道路掘削申請を拒否した理由は、本判決では言及されていないため、次の連邦最高裁の判例集記載を参考)だ。Id., 170 U.S. 78, 84, 95.

(19) Missouri ex. rel. Laclede Gas Light Co. v. Murphy, 170 U.S. 78.

(20) Norwalk & South Norwalk Electric Light Co. v. Common Council of City of South Norwalk, 71 Conn. 381,

42 Atl. 82.

(21) Coverdale et al. v. Edwards, 58 N. E. 495.

## ② 電柱共架

電信、電話会社との間で、あるいは電力会社間で、電柱を共同利用するという形態は、既に十九世紀におこり、みられたといひやあね。ハリド、次に、電柱共架について、検証してみよ。

[33] ハウス電灯電力会社対ジニアーズ・アラザース電気会社事件<sup>(15)</sup>

【事実の概要】 一八八九年三月八日、原告会社ハウスマ電灯電力会社は、検証裁判所 Probate Court の決定により、シンシナッティ市の道路使用を認められ、同市公務委員会 Board of public affairs の許可により、同市七番街への電柱設置の許可を得た。被告会社ジニアーズ・アラザーズ電気会社も、同じ道路を電気事業に使用したく、有償（設置費用の一一定割合負担と、月極レンタル料）での電柱共架を原告会社に申し込んだ。

八九年七月二七日、先の市公務委員会は、電柱共架をみとめるルールを作成し、同年一〇月一八日、同市市議会は、適正な電柱設置当初費用の分担と、日々の適正なレンタル料を支払うならば、「当該電柱が既に電線で一杯 full complement of wires でない限り、いかなる人、会社、団体にも、それへの同じ権利と特権とをみとめる」旨の、オーディナンスを発した。

原告の本件電柱設置は、右の委員会ルールの前であるが、電線架設への承諾は、右の委員会ルール発効後である。本件は、原告会社からのインjunction〔内容は判例集から不明〕申請事件である。本件は、州法により与えられた検認裁判所の道路管理に関する権限と、都市の有する道路管理に関する権限とが、競合している事案である。

【判例】オハイオ州法によつて、「道路」フランチャイズについて、検認裁判所は決定権を有するが、市議会のオーディナンスは、検認裁判所会社〔同裁判所によりフランチャイズを認められた会社〕に適用されるものではない。原告会社への八九年三月八日決定 decree の内容として、市は、原告の電柱への他社電線の共架を要求しようと解せられる。しかし、被告会社は、市から右〔decreet の内容といひの〕許可を得ていなし、いかなる会社も、原告会社の電柱との共架を、検認裁判所から認められていない。

よつて、原告会社からのインjunctionを取消す旨の、被告会社の請求は、棄却する。(オハイオ州シンシナッティ上級裁判所、一八九〇年一月)。

〔36〕イースト・リヴァー電灯会社対グラント市長事件<sup>(13)</sup>

【事実の概要】原告会社イースト・リヴァー電灯会社は、一八八八年九月七日、ニューヨーク市電気監督委員会 Board of Electrical Control から、六番街の既設電柱の一部に電線を架設する許可を得た〔同委員会は、電線地中化のための委員会である。本節(6)①参照〕。同時に、メトロポリタン電信会社と、ウェスト・ユニオン電信会社所有の六番街の電柱の一部にも許可が下された。原告会社は、この両社と合意の上、四本の電線を両社の電柱の上に架設していた。

ところが、電信会社と電話会社とは、右電柱が不要になつたとしてそれらを廃棄したため、同委員会は、原告会社の電線の移転を命じた。原告会社は、市長らを被告として、右電線の移転を禁ずる仮命令 temporary injunction を裁判所に申請した。

〔仮命令が認められたあと〕インjunctionの継続は、当地方裁判所で拒けられた。すなわち、「[原告会社への]許可是、

単なる許可 a mere license であつて、いつでもそれを認めた同委員会によつて取消されうるものであり、電柱を有していた〔電話会社の〕電線の撤去により、当該電柱は当初設置された使用のためには不要になつており、明確な契約がない限り、市も委員会も、電柱を維持することも、電線は撤去されていないとみなすことも、出来ない<sup>(16)</sup>として、原告会社の請求を退けたのである。これへの異議が、本件である。

【判旨】原告会社は、インジャնクションを請求する権利を立証していない。電気監督委員会は、合理的な通知に基づき、合理的な理由で、原告会社に電柱からの電線の移転を請求しうるものである。原告会社は、右通知期間の合理性や、こうむる損害について、立証していない。

原告会社は、同委員会の電線敷設の許可をよりどころにしているが、電柱が合法的に rightfully 道路に存在するのを止めて以後は、それへの電線敷設の許可は、働きえないものである。よつて、原告の異議を退ける。(ニューヨーク州地裁 Superior Court' 一八九〇年三月四日)。

### 〔3〕シチズン電灯電力会社対サンズ事件<sup>(17)</sup>

【事実の概要】一八九〇年、原告会社シチズンズ電灯電力会社は、マニスティーエ市オーディナنسにより、電気事業のための道路使用を認められたが、同市オーディナанс四项は、「電灯電氣事業の目的のいかなる電柱、電線、街路灯も、いつでも、同市内における他の電灯電力事業に從事するいかなる人、団体、会社とも、共同するものとする shall enter into any combination」として、電柱等の共同利用の規定をおいていた。これより先に同市内で電気事業を行つていていた被告（会社組織に非ず）サンズは、同市との間に、ガス灯による街路灯契約を締結していたが、原告会社設立後、原告会社と被告とが、電気による街路灯契約に入札したところ、（原告会社より高かつたにもかかわらず）ガス灯契約が生きているとして、被告が落札した。原告が電柱を設置し終えた頃に、同市市議会は、原告会社の電柱を、一部を同市内で始まる鉄道事業に、さらに、街路灯事業で遅れのみえる被告のために用いる旨決議した。被告は、右決議の翌日、早速原告会社の電柱に支柱 cross-arms を設置した。

原告会社は、仮に議会に右の議決権があるとしても、原告会社へのヒアリングもなしに決定したのは違法であるとして、被告による電柱使用禁止命令（インジャնクション）を申請し、裁判所の口頭弁論 hearing の結果、インジャնクションが取消されたので、これに対して、異議を申し立てたのが、本件である。なお、マニスティー市は、市にも重大な利害があるとして、被告

に加わっている。

**【判旨】** 当裁判所は、市が、市議会によつて、事案を十分に調査し、被告サンズによる〔原告会社の〕電柱使用に対して要求される規制〔基準〕を設定する迄の間、インジャントショーンは続けられるべきと判断する。

電柱の共同利用 joint use は、原告会社（及びその従業員）の生命・財産に危険を及ぼさないようにして、認められねばならない。市議会の本件に関する決定は、非合理 unreasonable で、共同利用に対する適正な規制を定めていないものである。

市と被告との街路灯契約が、個人に特権を与えるものであるとの問題点については、市の裁量の問題である。（ミシガン州最高裁、一八九三年六月一日）。

### 〔38〕トレド電鉄対ウエスタン電灯電力会社事件<sup>(1)</sup>

【事実の概要】〔判例集には詳しく出ていないが〕原告会社トレド電氣軌道鉄道会社が、被告会社ウエスタン電灯電力会社の電柱の共同使用を希望したところ、被告会社がこれを拒んだため、出訴に及んだものである。市の道路使用のオーディナンスには、「実行可能 practicable」ならば、電柱の共同利用が出来る旨規定されていた。被告会社は、一八八六年、市に道路管理権が州法によつて委譲される以前から、州法によつて、道路 フランチャイズを得ていたので、原告会社に右市のオーディナンスないし道路管理権が及ぶかどうかも、争点となつた。さらに、道路管理上の紛争は、州法上、Probate Court の管轄であり、衡平裁判所の管轄でないと、被告は主張していた。

【判旨】被告会社に市の道路管理権が及ぶかどうかにつき、「電柱を設置し、一八八六年〔州〕法通過後も使用を続けることにおいて、会社は、公共使用 public use に専念するのみならず、市当局に継続的合理的規制の権限を与えた州法の下で、電柱を設置もしくは使用することを承認しているものである」とした。そして、電柱の共同使用については、一定の状況下で、且つ合理的規制の下で、「実行可能」ならば、原告会社に、被告会社の電柱の共同使用が、「市のオーディナンス上」認められるとして、一定額の補償 compensation を原告会社に行えれば認められるとした。

なお、裁判管轄権については、被告抗弁を退けた。（オハイオ州巡回裁判所、一八九四年一月期）。

オハイオ州の判例（先の〔3〕～〔33〕、「33」）は、道路管理の権限が、八六年に初めて都市自治体に与えられたところだけではなく、権限が、市と、検証裁判所とに与えられたため、競合事案が出てくるところ、特殊性があり、このため、いわば管轄権の問題として、事案が解決されてしまうのがある（〔3〕～〔33〕）。これを別にする、オーバーナンスで、共架の可能性を一般的に示すのみでは、共架を強制するとは出来ず、安全性や電柱所有者の財産権保護の観点からの、共架の方法についての規制（〔3〕）と共に、電柱所有者への補償（〔33〕）ないし対価の支払いが必要だということが、言えよう。わいは、事業者間で共架の取り決めをした場合に、電柱所有者が自己の用に供しなくなつた場合には、添架してある他社の電線も移転しなければならぬとの裁判例がある（〔33〕）。この事件での特殊事情として、リバーリーク市では電線地中化を州法にみじめられて當時進めしており、これが暫定的措置として、地上の既設電柱への架設を許可していたといふことがある（いやが、電信会社が電柱を不要とするならば、地中化が可能になつたからである）。右の特殊事情さえなければ、電柱を引取ることによって、そのまま原告会社への許可を存続せんとするならば、十分に可能ではなかろうか（電線地中化につき、本節⑥参照）。

(3) Hauss Electric Lighting Power Co. v. The Jones Bros. Electric Co., 23 Weekly Law Bulletin 137, 10 Ohio Decisions Reprint 709.

(3) East River Electric Light Co. v. Grant Hugh J. Gant, as Mayor etc. et al., 57 N. Y. Super. Ct. 553, 9 N. Y. Supp. 317.

(3) Id., 57 N. Y. Super. Ct. 553, 555.

(3) Citizen's Electric Light & Power Co. v. Sands and the City of Manistique, 95 Mich. 551, 55 N. W. 452.

(3) Toledo Electric Street Railway Co. v. The Western Electric Light & Power Co. et al., 10 Ohio Cir. Ct. R. 531, 4 Ohio C. D. 43.

### ③ フランチャイズ料

フランチャイズ料 (fee, charge or tax) に加え、州フランチャイズ料と、市フランチャイズ料とがあり、前者は、会社設立に関するもので、後者は、道路使用に関するものと、極く大雑把に言ってよからう。たゞえば、ミシシッピ州では、電灯会社ならびにガス会社は、毎年総収入の〇・五%を、年次許可料 annual licence fee の名目で、州に納付していたが、これは州税といつてもよい。後者については、たとえばロード・アイランド州では、排他的フランチャイズが設定されたときに限っての規定であるが、当該自治体に総収入の三〇%を超えない額を収めることとなっていた。<sup>(12)</sup> 租税ないし手数料の徴収を、州法上、都市に認めていた州においては、都市は、道路フランチャイズ料を、課すことが出来た。

次に、道路フランチャイズ料にかかる判例を検討しておこう。

#### 〔39〕 ランカスター対エジソン<sup>(13)</sup> 電灯事件

【事実の概要】 被告会社エジソン電気照明会社は、八六年三月、ランカスター市内の電気事業のため設立（認可）され、同月、原告ランカスター市から、道路使用許可を得た。八七年六月、同市は、電信・電話・電灯の電柱一本当たり五〇セントの「許可税 licence-tax」を徴収するオーディナンスを発した。これによると、毎年、電柱の数について申告義務が課せられており、申告・納税の義務違反については、各行為につき五ドルの過料 penalty を課す旨を規定していた。被告会社が、これに従わなかつたため、市が、右過料等の支払いを請求したものである。

【判旨】 第一に、（原告）市は、許可税を課すことが出来るか。市は、電柱・電線の敷設・保守を監視し規制する権利と義務とがあり、このため、許可料 licence-fee を課すことが出来る以上、「許可料に代えて」許可税を課すことが出来る。

第二に本件課税額が合理的な金額であるかどうか。被告会社の資本金は一三万五千ドル（一株五〇ドル二七〇〇株）で、利益が出れば配当し、電柱は会社の株式資本 capital stock を構成している。市は、ボリス・パワーの規制権限があり、本件オーディナンスはそれであるので、被告会社が「不合理な金額」と立証しなければならない。ウエスタン・ユニオン電信会社事件（年間電柱一本につき一ドル、電信線一マイルにつき一ドル五〇セントを、「不合理」と判定）(WUT v. Phila., 22 W.N.C. 39)

からみて、本件電柱一本五〇セントは合理的である。

第三に、被告会社は、同社の電柱全体につき、申告と納税とを行わなかつたもので、一罪 one offense であるので、過料は五ドルである。よつて、被告会社は、五ドルの過料を支払わねばならない。(ペンシルヴァニア州ランカスター民事裁判所、八八年一月期)。

#### 〔40〕 ニュー・キャッスル対電力会社事件<sup>(175)</sup>

【事実の概要】一八九〇年三月、原告ニュー・キャッスル市は、イリノイ州法人のシカゴ電気照明会社と、同市のための電灯供給契約を締結し、シカゴ会社はのちにニュー・キャッスル電灯会社(本件被告)に右契約を譲渡した。右契約に従い、同市道路照明のため一一〇のアーチ灯が用いられた。九二年三月、原告市は、「電信・電話・電灯の電柱・電線の許可と、毎年度の許可税徴収に関するオーディナンス」を発し、毎年、電柱一本につき五〇セント、電線一マイルにつき一ドルの許可税と、右許可を得しなかつたときの過料 penalty について規定した。本件は、被告会社が、九二ないし九四年度の右許可税を支払わなかつたため、原告市が、九三九ドルの支払いを被告会社に求めて、出版したものである。

【判旨】本件請求は、過料に関するものでなく、被告会社の債務 debt に関するものなので、二年の時効でなく、六年である。また、オーディナンスに、債務請求訴訟について規定がなくても、市が提起することは可能である。この点に関する被告会社の主張は、理由がない。

被告会社が原告市と締結している契約と、本件許可税との関係については、市が街路灯契約を締結し、右契約履行のために電柱・電線を設置すれば、当該契約の履行の目的に排他的に用いられているいかなる電柱・電線にも、許可税を課しえない。この観点から、原告市は、被告会社が街路灯契約のために排他的に用いられている電柱・電線を除いて、許可税を課しうる。したが〔原告請求九三九ドルのうち〕一三三三ドル八セントの請求についてのみ、請求を認容する。(ペンシルヴァニア州ローレンス民事裁判所、九五年八月一二日)。

#### 〔41〕 セント・ルイス市対ラクリッド・ガス灯会社事件<sup>(176)</sup>

【事実の概要】セント・ルイス市は、一八九〇年以前は、街路灯はガス灯で行つていたが、八八年に、電灯に切り換えること

とした。その一環として、原告市は、八九年三月、C・A・ブラウンと、同市北部の電灯事業の契約を締結し、右契約後、ブラウンの権利義務は、被告ラクリッド・ガス灯会社に引継がれた。ところで、右契約上、被告会社は、半期毎に総所得を原告に報告した上、その5%を市に納付することになっていたとして、原告市が、被告会社に、九〇年度から九四年度までの五ヶ年分の総額六五三〇ドル四セントの支払いを求めた。巡回裁判所で原告勝訴のため、被告会社が上訴したものである。

【判旨】本件契約は、一〇年間被告会社に電灯事業のための（道路使用）特権を与えるというもので、契約で、八七年の同市オーディナンス五九〇条〔総売上げ額の報告と、九〇年以降、売上げの5%の市への納付を規定〕に言及していることから、納付義務は、「契約条項中には直接存在しなくても」契約の一部である。

契約の発効後、九五年まで、被告が、原告の〔納付〕要求に応じ損ねたところから、〔総売上げ額〕5%支払を、右条項によつて法的に拘束されないと、解釈されなければならない。

したがつて、被告会社の異議は認められ、原判決は、破棄される。（ミズリーム最高裁、一九〇〇年三月五日）。

以上の二判例のうち、ペンシルヴニア州の二件は、電柱の数ならびに電線の長さに比例して、道路使用「許可税」を課するところので、実態は、許可料である。金額が合理的であれば、許可料に代えて許可税を課しうるし、違約金をも課しうる（〔39〕）が、市が街路灯契約を締結しているときには、街路灯にのみ用いられる電柱・電線は、課税対象ではないとしている（〔40〕）。そして、ポリス・パワーの行使として、電柱・電線を監視するための費用に充てるための課税であると、性格づけている（〔39〕〔40〕）。

ミズリーム州の事例は、契約上、総売上げの5%の許可料であったといひ、両当事者で契約条項の解釈が一致せず、且つ、五年間もの間、市側が請求しなかつたので、エストップル（禁反言）的考え方により、市側の請求を退けたものである（〔41〕）。このほか、許可料という形ではなく、「公用建物への電気の無償供給」を要求する事例もあつたようである（〔42〕）。

(21) 2 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 1389.

- (13) 2 id. at 1843.
- (14) Lancaster v. Edison Illuminating Co., 8 Pa. Co. Ct. R. 178.
- (15) New Castle v. Electric Co., 16 Pa. Co., Ct. R. 663.
- (16) City of St. Louis v. Laclede Gas Light Co., 55 S. W. 1503.
- (17) Kensington Electric Co. v. City of Philadelphia, 41 Atl. 309 (（ハシニア最高裁九八年）では、警察・消防関係の建物への無償供給が合意されたが、契約時には新築前であった建物が、無償供給の対象かどうかが、争われた事例である。本件判決は、中味の判断に入らなかったが、論証形式（市が街路灯料金不払いの時、マンドマスか、給付請求か）の点で、結着をつけた。

——未完——